

第56号議案

損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を定める件
次のとおり和解する。

平成23年2月28日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 和解の相手方

[REDACTED]

2 事故の概要

平成21年11月2日午後0時50分頃、箕面市桜四丁目509番1地先 市道牧落公園線歩道内において、相手方が自転車で走行していたところ、市が歩道内車道脇の横断防止柵に設置した「放置自転車の禁止看板」が、突風で舞い上がって相手方の自転車に当たり、その弾みで相手方が自転車ごと転倒し、左肘を複雑骨折したものである。

3 和解の内容

- (1) 本件事故に係る相手方対市の過失割合は、1対9であることを、双方が確認する。
- (2) 本件事故による相手方の損害額（ただし、平成22年5月24日付け和解契約書において対

象となった損害額を除く。)は、1,202,212円とし、市は、その9割に相当する1,081,990円から市が相手方の加入する健康保険組合に支払うべき451,248円及び箕面市立病院へ充当すべき266,465円を除いた364,277円を相手方に支払う。

(提案理由)

市道の管理に係る損害賠償請求について和解するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものである。